事 務 連 絡 令和6年11月29日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管課各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管課各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市認可外保育施設担当課各都道府県・指定都市・中核市放課後児童クラブ担当課各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課格都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課格都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課格別属学校を置く国立大学法人担当課

御中

こども家庭庁成育局安全対策課 こども家庭庁成育局保育政策課 こども家庭庁成育局保育政策認可外保育旅設担当室 こども家庭庁成育局成育基盤企画課 こども家庭庁成育局成育環境課 こども家庭庁支援局障害児支援課 文部學能合教育政制財制制動共社会習、安銀

教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止の再徹底について

令和6年10月、札幌市内の認可保育所において、食事中の誤嚥により幼児が 死亡する重大事故が発生しました。

教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月、以下、「ガイドライン」という。)を参考として取り組んでいただいているところですが、「教育・保育施設等で近年発生した主な重大な誤嚥(窒息)事故」(別紙)のとおり重大事故が発生している状況を踏まえ、改めて、各施設・事業所で安全管理が徹底されるよう、ガイドラインの内容を周知いただくとともに、各地方自治体においても、重大事故の防止に向けて必要な取組みを行っていただきますようお願いします。

なお、令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業『教育・保育施設等における「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等の効果的な周知方策についての調査研究』において作成した啓発資料を添付しますので、御活用ください。

また、重大事故が発生した場合の都道府県等から国への報告については、「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和6年3月22日付け、こ成安第36号・5教参学第39号)において通知しているとおりですが、国への報告が遅延した事例がありましたので、運用に遺漏のないよう併せてお願いします。

「教育・保育施設等における事故の報告等について」 (令和6年3月22日付け、こ成安第36号・5教参学第39号)(一部抜粋)

5. 報告期限

国への第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は、原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。

また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

【参考資料】

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(内閣府、文部科学省、厚生労働省)
 https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/
- 令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業『教育・保育施設等における「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等の効果的な周知方策についての調査研究』
 https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/report/
- 教育・保育施設等における事故の報告等について (令和6年3月22日付け、こ成安第36号・5教参学第39号) https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/tsuchi

【問合せ先】

- ガイドラインに関すること こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係 Tel:03-6858-0183
- 保育所及び認定こども園(幼稚園型を除く)に関すること こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係 Tel:03-6858-0058
- **認可外保育施設に関すること** こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係 Tel:03-6858-0133
- 障害児支援事業に関すること こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係 Tel:03-6861-0063
- 幼稚園、特別支援学校及び認定こども園(幼稚園型)に関すること 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室学校安全係

Tel:03-6734-2966